

令和7年度
「北九州市中小企業振興条例」に基づく
中小企業の振興に関する施策の実施状況報告

令和8年9月
北九州市

目 次

はじめに	1
1 概要	2
2 構成	2
3 中小企業者・小規模企業者の定義	2
4 報告	3
（１）市内中小企業の現状について	3
（２）市内中小企業が抱える課題について	5
（３）令和７年度の主な中小企業の振興に関する施策	5
ア 原油高・資材高対策及び物価高騰等に関する支援	5
（ア）原油高・資材高、イラン情勢に伴う影響等に対する事業者総合相談窓口運営事業（第９条第４項）	5
（イ）中小企業制度融資（第９条第２項、第４項、第１２条）	5
（ウ）商店街プレミアム付商品券発行支援事業（第９条第２項、第１１条）	5
（エ）物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金（第９条第１項）	5
イ 生産性向上に関する支援	6
（ア）先端設備等導入計画（固定資産税特例制度）（第９条第１項）	6
（イ）DX推進プラットフォーム事業（ユーザーとベンダーの融合事業）（第９条第１項）	6
（ウ）中小企業のDX推進支援事業（第９条第１項）	6
（エ）産業用ロボット導入支援関連事業（第９条第１項）	6
（オ）中小企業技術開発振興助成金（第９条第４項）	6
（カ）成長加速（研究開発等助成）研究開発プロジェクト支援事業（第９条第４項）	6
（キ）環境未来ビジネス創出助成制度（第９条第４項）	7
（ク）中小企業の３E－Action（創エネ・省エネ・蓄エネ）応援事業（第９条第４項）	7
（ケ）生産性向上・賃金引上げ応援事業（中小企業賃上げ・雇用安定化サポート事業）（第９条第４項）	7
（コ）GX推進支援事業（第９条第４項）	7
ウ 人材確保に関する支援	8
（ア）U・Iターン応援プロジェクト（第９条第４項）	8
（イ）就業支援施設における人材確保支援（第９条第４項）	8
（ウ）学生の地元就職促進事業（第９条第４項）	8
（エ）市内企業における副業・兼業マッチング支援事業（第９条第４項）	8
（オ）地域の人事部支援事業（第９条第４項）	8
（カ）北九州リスクリリングキャンパス運営事業（第９条第４項）	9
（キ）企業型奨学金返還支援事業（第９条第４項）	9

(ク) 人材を人財に！人的資本経営推進事業（第9条第4項）	9
(ケ) 中小企業人材確保支援助成金（第9条第4項）	9
(コ) 従業員エンゲージメントを高める職場環境づくり応援助成金 （第9条第4項）	9
エ 中小企業の事業承継に関する支援	10
(ア) 事業承継・M&A促進（第9条第1項）	10
(イ) のれん引継ぎプロジェクト（第9条第1項）	10
(ウ) アトツギベンチャー支援（第9条第4項）	10
オ 受注拡大・販路開拓に関する支援	10
(ア) 北九州発！新商品創出事業（第9条第1項）	10
(イ) オンリーワン企業創出事業（第9条第1項）	11
(ウ) 大規模展示会等出展支援助成金（第9条第4項）	11
(エ) 中小企業海外展開支援助成金（第9条第4項）	11
(オ) マーケットインプロダクト創造事業（第9条第1項）	12
(カ) 米国関税措置に対する新規チャレンジ支援事業助成金（第9条第1項）	12
(キ) 北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金（第9条第4項）	12
(ク) 北九州市サステナブル経営認証制度（第9条第1項、第2項、第4項）	13
(ケ) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく対応 （第9条第5項、第7項）	13
(コ) 指定管理者制度における地元団体（中小企業）への配慮 （第9条第6項、第7項）	13
カ 商業・サービス業に関する支援	13
(ア) 商店街の空き店舗への出店支援（シャッターヒラクプロジェクト） （第11条）	13
(イ) 商店街等に対する支援事業（第11条）	14
(ウ) 魅力ある商店街づくり支援事業（第11条）	14
(エ) 付加価値UP！儲かるサービス産業促進事業（第9条第4項）	14
(オ) 商店街テナントリーシング支援事業（第11条）	15
(カ) 小倉都心部における大規模空き店舗の有効利用に関する補助金 （大きなシャッターヒラクプロジェクト）（第11条）	15
(キ) むか炊きブランディング事業（第9条第2項、第9項）	15
(ク) 繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金 （ナイトタイムエコノミー推進プロジェクト）（第11条）	16
キ 創業に関する支援	16
(ア) 創業支援事業（第9条第1項、第4項）	16
(イ) 北九州テレワークセンター管理運営事業（第9条第1項、第2項）	16
ク SDGsに関する支援	16
(ア) SDGs登録制度（第9条第1項、第2項、第4項）	16
ケ 経営に関する支援	17
(ア) 中小企業制度融資（第9条第4項、第12条）	17
(イ) 中小企業支援センター特定支援事業（第9条第1項、第12条）	18

（ウ）巡回相談及びマッチングコーディネート事業（第9条第1項、第12条）	19
（エ）電炉化サプライチェーン対策支援事業（第9条第1項、第12条）	19
（オ）「未来を担う地域中核企業」成長促進プロジェクト （第9条第1項、第12条）	19
コ 女性の自分らしい生き方・働き方に関する支援	20
（ア）北九州発！「女性が輝くリーディングカンパニー」創出事業 （第9条第1項、第4項）	20
（イ）女性活躍職場の拡大に向けた広報・専門家派遣事業 （第9条第1項、第4項）	20
（ウ）パパ育休第一号サポート奨励金（第9条第1項、第4項）	20
サ 中小企業に関する施策等情報の発信等	21
（ア）中小企業振興施策の情報発信（第9条第9項）	21
（イ）ゆめみらいワーク（第9条第10項）	21
（ウ）各種施策への中小企業の意見反映（第9条第2項、第3項）	22
参考 北九州市中小企業振興条例	24

はじめに

北九州市では、平成27年4月1日に議員提案による「北九州市中小企業振興条例」が施行されました。

この条例は、中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的としています。

本報告書は、条例第13条に基づき、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年、議会に対して報告し、市民に公表するものです。

令和7年度も、令和6年度に引き続き、物価高、エネルギー高、構造的な人手不足等により、中小企業は厳しい経営環境に直面しました。

こうした状況を踏まえ、中小企業に対する相談体制の確保、制度融資による円滑な資金繰り支援や国の支援制度の申請支援など様々な支援を継続して行うとともに、経営力強化に向けた労働生産性の向上や、人材の確保、事業承継といった中小企業が抱える継続的な課題への対応を行ってまいりました。

北九州市としては、中小企業の支援ニーズを把握しながら、国・県・北九州商工会議所等との連携強化、中小企業の経営改善・経営基盤強化や中小企業への市民理解の醸成など中小企業の振興に向けた施策を着実に推進してまいります。

1 概要

「北九州市中小企業振興条例」第13条に基づき、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年、議会に対して報告するとともに、議会への報告後は、速やかに公表するものとする。

2 構成

本報告の作成にあたっては、市内中小企業の現状及び課題、中小企業の振興に関する主な施策について掲載している。

3 中小企業者・小規模企業者の定義

本報告書の中で、中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいう。

また、小規模企業とは、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいう。

「中小企業者」、「小規模企業者」については、具体的には、下記に該当するものを指す。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		
	資本金	常時雇用する従業員	うち小規模企業者 常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業 その他の業種(②～④を除く)※	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
④サービス業※	5,000万円以下	100人以下	5人以下

※下記業種については、中小企業関連立法において、政令により、中小企業・小規模企業とする場合がある。

【中小企業者】

①製造業

ゴム製品製造業：資本金3億円以下又は常時雇用する従業員900人以下

④サービス業

ソフトウェア業・情報処理サービス業

：資本金3億円以下又は常時雇用する従業員300人以下

旅館業

：資本金5千万円以下又は常時雇用する従業員200人以下

【小規模企業者】

④サービス業

宿泊業・娯楽業：常時雇用する従業員20人以下

4 報告

(1) 市内中小企業の現状について

市内企業の99.8%、従業者数の約8割を占める中小・小規模企業は地域経済の要であり、雇用を支える重要な役割を担うものと認識している。しかしながら、人手不足や高齢化に加え、円安や物価高等の影響による事業環境の変化など、中小企業を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっている。

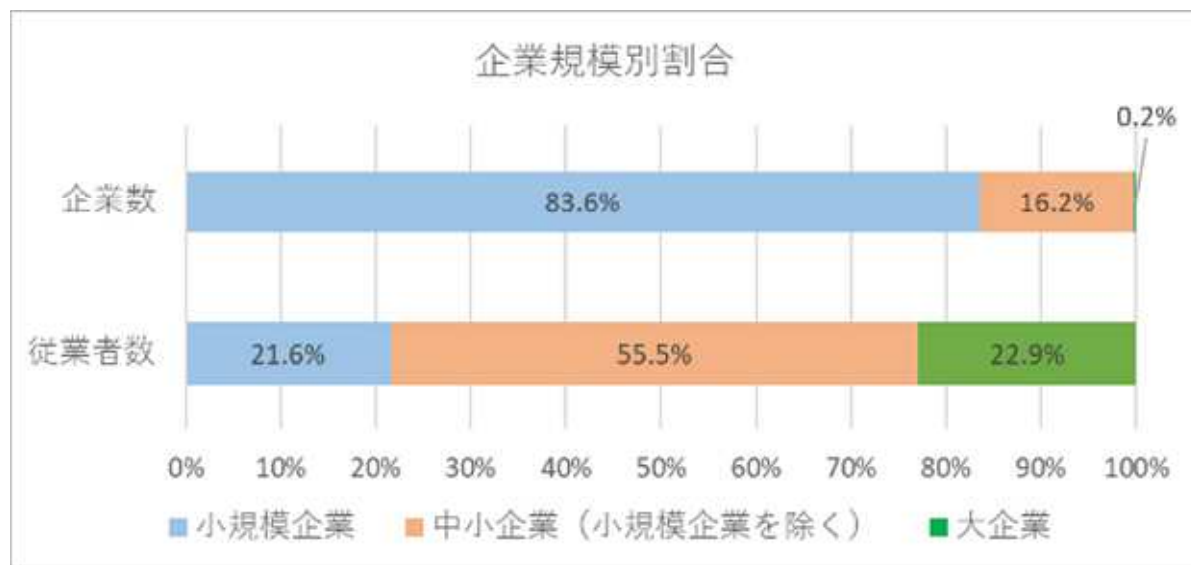
【中小企業・小規模企業者の企業等数・従業者数】

	全産業	非農林漁業		
		大企業	中小企業	小規模企業者
市内企業数	25,788社・者	60社・者 (0.2%)	25,692社・者 (99.8%)	21,535社・者 (83.6%)
従業者数	341,915人	78,297人 (22.9%)	262,996人 (77.1%)	73,658人 (21.6%)

出典：R3経済センサス（活動調査）

※北九州市内に本社、本店等を置く企業等を記載。

※全産業は、農林漁業含む。



【産業分類別 事業所数・従業者数】

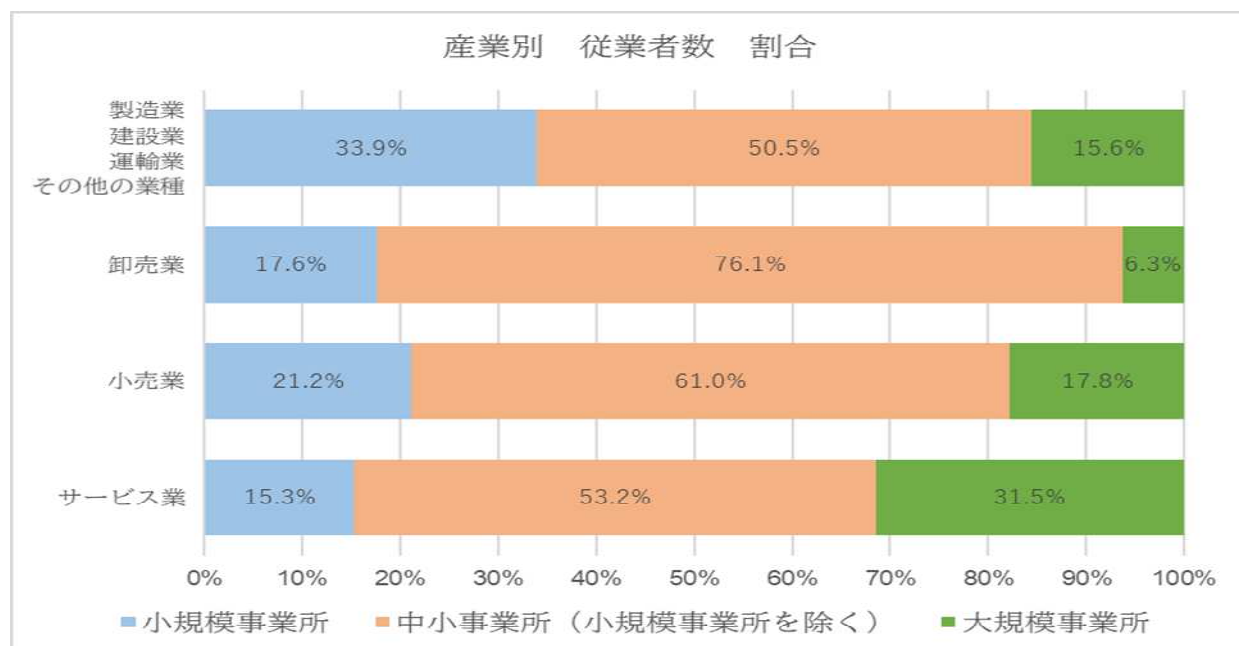
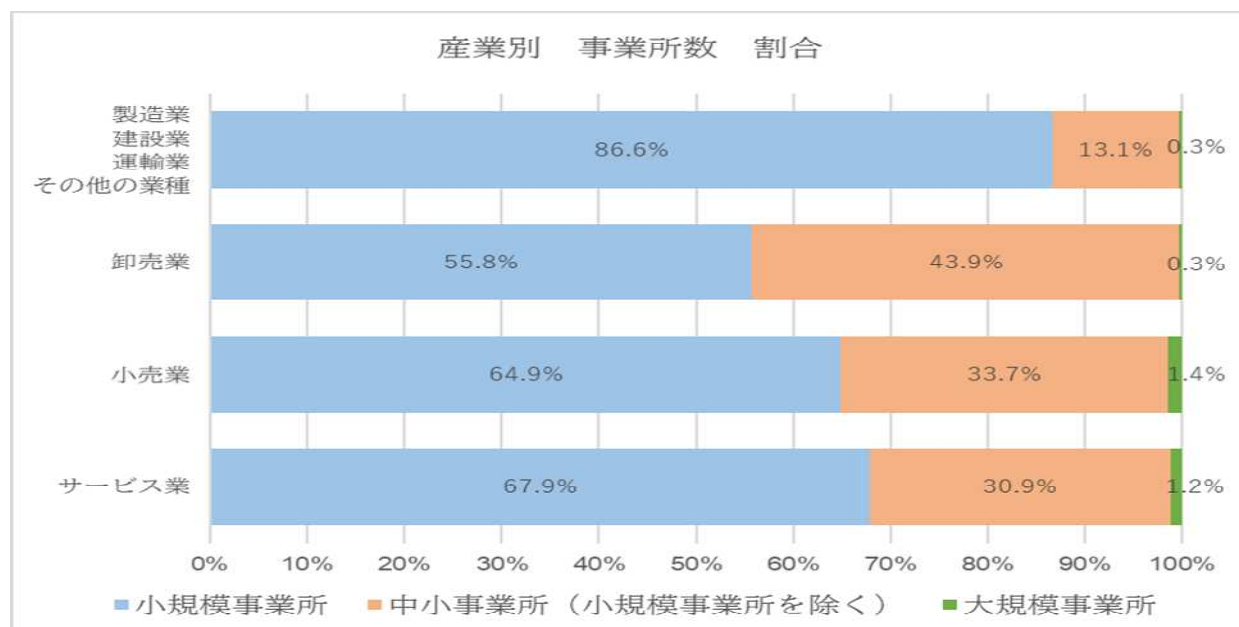
単位：社・者、人

産業	全事業所		大規模事業所		中小・小規模事業所	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
製造業 建設業 運輸業 その他の業種	10,373	136,442	30	21,249	10,343	115,193
卸売業	2,710	23,529	8	1,489	2,702	22,040
小売業	11,864	89,025	169	15,872	11,695	73,153
サービス業	11,212	111,688	135	35,189	11,077	76,499
合計 (非農林漁業)	36,159	360,684	342	73,799	35,817	286,885

出典：R3経済センサス（活動調査）

※公務、会社以外の法人及び法人でない団体を除く。

※企業規模は、雇用者数で分類。



(2) 市内中小企業が抱える課題について

令和7年度は、物価高、エネルギー高、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面しており、省力化等による生産性の向上、価格転嫁による賃上げ原資の確保や職場環境整備等への対応が求められた。

このような諸課題に対し、中小企業が持続的な発展・成長を目指すことができるよう、厳しい経営環境を克服するための「資金繰り支援」、「成長分野等への挑戦に向けた投資促進」、「創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進」、「生産性向上に向けた伴走支援」、「人材確保支援」等に取り組む必要がある。

(3) 令和7年度の主な中小企業の振興に関する施策

ア 原油高・資材高対策及び物価高騰等に関する支援

(ア) 原油高・資材高、イラン情勢に伴う影響等に対する事業者総合相談窓口運営事業 (第9条第4項)

原油高・資材高、イラン情勢の影響等を受けた市内中小企業の相談窓口を設置し、セーフティネット保証認定、経営相談、資金繰り相談を行った。

【設置】：令和4年6月3日～

【場所】：北九州テクノセンタービル1階（北九州市戸畑区中原新町2-1）

【実績】

相談内容	セーフティネット保証認定、経営相談、資金繰り相談
窓口相談件数	145件
景気対応資金（一般枠、セーフティネット保証5号）認定件数	138件

(イ) 中小企業制度融資（第9条第2項、第4項、第12条）

原油高・資材高、イラン情勢の影響等を受けた市内中小企業に対し、保証料を市が一部負担する等により円滑な資金繰りを支援した。

融資制度名	景気対応資金（一般枠、セーフティネット保証5号）
利用実績	35件、約5億円

(ウ) 商店街プレミアム付商品券発行支援事業（第9条第2項、第11条）

福岡県の助成制度と合わせて、商店街等が自主的に取り組むプレミアム付商品券の発行を支援した。

助成内容	プレミアム率：10% 助成額：販売総額の3%＋事務費（電子商品券のみ） （県の7%と合わせてプレミアム率10%まで全額補助）
発行実績	発行団体：22団体、発行総額：約69億円

(エ) 物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金（第9条第1項）

物価高の影響により厳しい経営環境にある中小企業等が行う、生産性向上の取組（省エネ投資、効率化・高収益化等）に要する費用の一部を助成した。

	令和7年度
交付件数	105社
金額	76,845千円

イ 生産性向上に関する支援

(ア) 先端設備等導入計画（固定資産税特例制度）（第9条第1項）

国が創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置を活用した、市内中小企業の新規設備投資に係る固定資産税の軽減制度に基づき、中小企業がこの制度を利用する際に必要となる「先端設備等導入計画」の受付・計画認定を行い、生産性の向上と賃上げを支援した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定件数	83件	47件	41件
投資見込額	約62億円	約37億円	約39億円

(イ) DX推進プラットフォーム事業（ユーザーとベンダーの融合事業）（第9条第1項）

DXの提案ができる企業と地元企業とをつなぐプラットフォーム（活動基盤）をつくり、市内企業のDX促進を図った。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
プラットフォーム登録企業	500社	603社	649社
内ベンダー企業	203社	254社	275社
内ユーザー企業	297社	349社	374社

(ウ) 中小企業のDX推進支援事業（第9条第1項）

市内中小企業が取り組むDXを支援するため、事業変革やその計画策定に必要な経費の一部を補助した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数	73件	23件	11件
金額	87,754千円	47,431千円	33,387千円

(エ) 産業用ロボット導入支援関連事業（第9条第1項）

市内中小企業が生産性向上、競争力強化を図るため、産業用ロボットの導入等に必要な経費の一部を補助した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数	7件	7件	6件
金額	26,378千円	24,931千円	24,498千円

(オ) 中小企業技術開発振興助成金（第9条第4項）

市内中小企業の新技術・新製品開発を支援するため、研究開発に必要な経費の一部を助成した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数	6社	4社	3社
金額	16,810千円	12,050千円	15,000千円

(カ) 成長加速（研究開発等助成）研究開発プロジェクト支援事業（第9条第4項）

「自動車」「ロボット・AI・IoT」「医療・保健・介護・福祉」「革新的ものづくり」の4分野等において、実用化が見込まれる新技術・新製品の研究開発や、「衛星データ」「宇宙関連機器」等に係る新技術開発に対して補助金を交付した。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数	2件	3件	3件
金額	10,000千円	12,211千円	9,100千円

(キ) 環境未来ビジネス創出助成制度（第9条第4項）

循環型社会、脱炭素社会の実現に向け、新規性、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の研究及びビジネス創出に対して研究費を助成した。

	対象	対象者
社会実装	環境ビジネスの創出に向けた研究成果等の早期事業化に向けた取組	市内で社会実装を行う者
実証研究	廃棄物処理・リサイクル技術、環境保全技術、環境に配慮した製品開発技術、新エネルギー・省エネルギー技術等の研究開発	市内で実証研究を行う者
F S	・社会実装、実証研究を行う前段階としての技術的内容、市場性及び経済性等の調査・研究 ・環境産業の展開において重要となる原材料の確保や物品の流通等に関する調査・研究	市内企業又は市内企業と共同で研究を行う者

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数	8件	8件	8件
金 額	39,852千円	52,330千円	37,527千円

※交付実績には、中小企業以外（大学、みなし大企業）も含む。

(ク) 中小企業の3E-Action（創エネ・省エネ・蓄エネ）応援事業（第9条第4項）

脱炭素社会の実現に向け、市内の事業所へ自家消費型太陽光発電設備、小型風力発電設備、蓄電池、最先端の省エネ機器、電動車及びV2H充放電器や充電器を導入する中小企業等に対し、費用の一部を補助した。

	令和7年度
交付件数	15件
金 額	26,188千円

※令和4～6年度は「中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業」として実施。

(ケ) 生産性向上・賃金引上げ応援事業（中小企業賃上げ・雇用安定化サポート事業）（第9条第4項）

市内の中小企業・小規模事業場の生産性向上と最低賃金引上げを応援するため、国の業務改善助成金（生産性向上のための設備投資等への助成）を受けた事業場に対し、上乗せ補助を行った。

	令和6年度	令和7年度
交付件数	54件	75件
交付金額	7,387千円	22,737千円

(コ) GX推進支援事業（第9条第4項）

2050年カーボンニュートラルを成長の機会と捉え、地域企業のGXビジネスモデル変革や新ビジネス創出を推進するため、企業価値の向上と脱炭素化の両立を図るGX推進の取組みを対象に、補助金を交付した。

	令和6年度	令和7年度
交付件数	3社	4社
交付金額	4,235千円	4,323千円

ウ 人材確保に関する支援

(ア) U・Iターン応援プロジェクト（第9条第4項）

北九州市へのU・Iターン就職希望者と市内企業のマッチングを図るため、小倉に常設の窓口を設置し、専任コンサルタントによる伴走型の就職支援と職業紹介を実施した。令和7年度は、年間を通じた企業交流イベントや、首都圏在住者を対象としたお試し産業・職場体験ツアー等を実施した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登 録 者 数	1, 177人	1, 280人	1, 286人
求 人 件 数	2, 336件	2, 639件	3, 057件
就職決定者数	234人	256人	298人

(イ) 就業支援施設における人材確保支援（第9条第4項）

北九州市では、市内4か所に就業支援施設を設置し、就業相談や各種セミナーを実施するとともに、職場体験や職業紹介などを実施することで、市内企業の人材確保を支援した。

施設	場所	就職決定者数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
若者ワークプラザ北九州	小倉	703人	719人	774人
若者ワークプラザ北九州・黒崎	黒崎	232人	322人	293人
高年齢者就業支援センター	戸畑	1, 096人	1, 055人	912人
ウーマンワークカフェ北九州	小倉	624人	576人	595人
合計		2, 712人	2, 655人	2, 672人

(ウ) 学生の地元就職促進事業（第9条第4項）

大学生等のインターンシップや高校生の就職ガイダンス、地元企業との交流イベント「Kyushu Connect」等を開催し、学生の企業理解促進や接点づくりを図った。

	令和6年度	令和7年度
参加企業数	211社	256社
参加者数	1, 337人	1, 472人

(エ) 市内企業における副業・兼業マッチング支援事業（第9条第4項）

中小企業における副業・兼業人材が働きやすい環境づくりを促すため、副業人材活用セミナーや個別コンサルティング等を開催するとともに、マーケティングや経営企画といった首都圏などの専門人材とのマッチングを支援した。

	令和6年度	令和7年度
セミナー参加企業	40社	144社
副業人材とのマッチング件数	32件	32件

(オ) 地域の人事部支援事業（第9条第4項）

若手人材の採用に関して、専任の採用担当者がいない、ノウハウがないなど、単独では人材確保が困難な中小企業を対象に、人材発掘やワークショップ、出会いの場づくりなど交流会等に加え、学生と企業の福利厚生コンテストや運動会を開催した。

	令和6年度	令和7年度
参加者数	148人	95人
最終選考候補者数	30人	20人

(カ) 北九州リスキリングキャンパス運営事業（第9条第4項）

市内企業の従業員等を対象にリスキリングプログラムを実施する「北九州リスキリングキャンパス」を開講し、新たなキャリア形成を後押しした。また、経営層向けのマインドセットセミナー等を実施した。

	令和7年度
参加数	242名（192社）

(キ) 企業型奨学金返還支援事業（第9条第4項）

北九州市内の中小企業等に対し、奨学金返還支援制度の周知や導入支援を行うことで、制度導入企業の増加を図った。

また、従業員への奨学金返還支援を行う企業等に対し、支援額の一部を補助することで、人材確保と若手従業員の定着及び経済的負担軽減を図った。

	令和7年度
交付件数	7社
金 額	314千円

(ク) 人材を人財に！人的資本経営推進事業（第9条第4項）

常に変わる経営環境に対応しながら企業の持続的な成長につながる「人的資本経営」の推進に向け、企業に必要なマインドを学ぶセミナーを開催し、優秀な人材の育成・確保・活用による企業価値向上を支援した。

あわせて、企業が利用可能な国の助成金や市の補助金について紹介し、適切な助成を受けられるように窓口や支援制度を周知した。

	令和7年度
セミナー参加数（全10回）	316名（289社）

(ケ) 中小企業人材確保支援助成金（第9条第4項）

市内中小企業の人材確保を支援するため、市内の中小企業団体が、若年者や女性等の人材確保を目的として独自に取り組む、現場見学会や体験実習、勉強会などの事業に必要な経費の一部を助成した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数	4団体	2団体	3団体
金 額	741千円	455千円	484千円

(コ) 従業員エンゲージメントを高める職場環境づくり応援助成金（第9条第4項）

市内中小企業の人手不足や従業員エンゲージメントの向上を支援するため、暑さ対策や休憩室の新設などに要する費用の一部を助成した。

	令和7年度
交付件数	5社
金 額	10,270千円

エ 中小企業の事業承継に関する支援

(ア) 事業承継・M&A促進（第9条第1項）

市内中小企業がこれまで培ってきた技術や経済基盤を円滑に次世代へ承継し、企業の持続的な成長と発展につなげるため、専門相談窓口を設置し、幅広い相談に対応するとともに、セミナー開催による事業承継課題の掘り起こしや、事業承継に向けた企業の取組に要する費用助成を行った。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
啓発セミナー	5回（206人）	4回（200人）	4回（132人）
相談対応	30回（27社）	41回（35社）	34回（27社）
助成金	4件（2,000千円）	7件（2,500千円）	5件（1,550千円）

(イ) のれん引継ぎプロジェクト（第9条第1項）

後継者不在の個店等の小規模事業者の事業承継を支援するため、民間事業者が運営するマッチングサイトのプラットフォームを活用し、後継者不在の個店等と後継ぎ希望者のマッチング支援を実施するとともに、後継者不在事業者の掘り起こしに向けて、事業者向けの事業承継に関するアンケートを実施した。

	令和6年度	令和7年度
マッチングサイト掲載件数	9件	3件
マッチング件数	4件	1件

(ウ) アトツギベンチャー支援（第9条第4項）

市内中小企業の後継者・後継予定者（アトツギ）の育成に向け、アトツギ向けピッチイベントの出場支援を通じた新事業の創出や既存事業の見直しなど、家業変革の取組を支援するとともに、アトツギ同士のコミュニティ・ネットワークの構築支援を行った。

	令和6年度	令和7年度
支援アトツギの人数	10人	9人
ピッチイベント出場人数	4人 （うち2人九州大会出場）	3人 （うち1人決勝大会出場）

オ 受注拡大・販路開拓に関する支援

(ア) 北九州発！新商品創出事業（第9条第1項）

市内中小企業が開発した独創性豊かな新商品及び新サービスを認定し、広報支援や市が一部を試用購入することにより、販路拡大を支援した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定件数	6件	5件	1件
内数	D X 促進枠 4件	未来産業創造枠 4件	未来産業創造枠 1件

(イ) オンリーワン企業創出事業（第9条第1項）

北九州発の独創的な製品や技術、サービスを提供するとともに、地域社会等に対して十分な社会的使命と責任を果たしている優れた中小企業を「オンリーワン企業」として認定し、これら企業を北九州市の看板企業として、情報発信・プロモーションすることにより、地域経済の振興を図る。

令和7年度は、第8回北九州オンリーワン企業認定式を行った。

【北九州オンリーワン企業のご紹介（企業名及び対象事業）】

	企業名	製品・技術・サービス
(2021年) 第6回	株式会社アステック入江	都市鉱産リサイクル、塩化鉄液リサイクル、OGP鉄粉
	株式会社九州機装	鉄道・船舶・バスの内装部材の設計・製作・施工・管理
	有限会社ゼムケンサービス	A I + A R（愛ある）マネジメントツール
	パイオニア工業株式会社	ペットボトル、ポリボトルの製造及び販売
	富士岐工産株式会社	製鉄用転炉排ガス回収設備（OG設備）におけるガス冷却用構造物（フード）の製作
(2023年) 第7回	株式会社フジコー	光除菌シリーズ
	株式会社プラスワンテクノ	パイプフィーダ式自動計算機プチスケールシリーズ
	平和技研株式会社	クランプ、くさび緊結式足場用部材を始めとした仮設機材の開発・製造・販売
(2025年) 第8回	株式会社エイコーエンジニアリング	スーパーマルチモール工法
	小田商會株式会社	巨大カッターを使用した鉄道車両の解体手法の開発
	K i Q R o b o t i c s 株式会社	ロボットハンドツール「ラティス構造柔軟指」
	クラウン製パン株式会社	独自の手折り製法によるミニクロワッサンの製造及びミニクロワッサン専門店「M I G N O N (ミニヨン)」での販売
	株式会社鎚絵	意匠創造力（夢やイメージを具現化する力）
	日本サーモテック株式会社	熔融金属の温度センサー「連続測温プローブ」

(ウ) 大規模展示会等出展支援助成金（第9条第4項）

市内中小企業が開発した新製品・新技術の販路開拓支援として、多くのバイヤーが訪れる大都市圏での大規模展示会への出展小間料（1小間分）を助成した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数	17件	13件	11件
金 額	4,940千円	4,031千円	3,995千円

(エ) 中小企業海外展開支援助成金（第9条第4項）

市内中小企業が海外展開に取り組みやすい環境を整えるため、海外での市場調査、見本市出展などに対し、その経費の一部を助成した。

【中小企業海外展開支援助成金の利用状況】（単位：件、千円）

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市場調査等助成事業	7	620	19	1,855	3	293
海外見本市等出展 助成事業	3	715	5	1,339	7	1,864
越境EC販路開拓 助成事業	0	0	0	0	1	246
認証等取得助成事業	1	100	1	100	0	0

(オ) マーケットインプロダクト創造事業（第9条第1項）

市内中小企業の持つ技術や商品の特性、開発段階に応じた伴走支援を実施した。

	令和6年度	令和7年度
支援件数	3件	5件
金 額	6, 248千円	10, 009千円

(カ) 米国関税措置に対する新規チャレンジ支援事業助成金（第9条第1項）

米国関税措置の影響により、取引の縮小が懸念される中小企業が取り組む販路拡大、効率化、事業変革などの新事業展開に要する費用の一部を助成した。

	令和7年度
交付件数	2件
金 額	1, 994千円

(キ) 北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金（第9条第4項）

循環型社会及び脱炭素社会の実現に貢献すると同時に、企業の支援機能を強化し、北九州市の環境国際ビジネス拠点化を推進するため、「SDGs推進」や「サーキュラーエコノミー推進」に適応する技術や製品を持つ市内中小企業等の海外展開を支援した。

対象事業	実証	既に国内で販売中もしくは研究開発中の環境関連技術・製品であり、それを海外展開しようとして現地で準備を進めている案件で、本事業の補助により、現地ニーズに合わせた仕様に変更して実証試験をすることで、売り先の理解が深まり、確実な販路促進につながるもの。		
	F S	既に国内で販売中もしくは研究開発中の環境関連技術・製品であり、それを海外展開するための想定国・地域におけるビジネスモデルの構築を検討するもの。		
助成対象		海外で実証試験、F Sを実施する中小企業※ ¹ のうち、下記①～③のいずれかに該当するもの。 ①市内中小企業※ ² ②市内中小企業と連携する市外中小企業 ③市内に事務所、事業所（研究施設を含む。）を置き、新たに助成金の交付の対象となる事業を開始しようとする中小企業者 ※1：会社法第二条第6項に規定する大会社に該当せず、資本金として計上した額が5億円未満、かつ負債総額が200億円未満であること。 ※2：北九州市内に事業所を有する中小企業		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
採択件数		4件	3件	3件
金 額		11, 433千円	5, 999千円	7, 833千円

(ク) 北九州市サステナブル経営認証制度（第9条第1項、第2項、第4項）

市内企業がサプライチェーンや消費者等から「選ばれる企業」となるためにはサステナブル経営を実践及び発信していく必要があることから、国内外で高まるESG投資・インパクトファイナンスの潮流なども踏まえ、市内事業者のSXの推進によるサステナブル経営の浸透及び信頼性や透明性、地域性を考慮した企業評価と金融との具体的な連動による民間投融資の喚起・拡大を目的として、「北九州市サステナブル経営認証制度」を令和6年度に創設し、地域のサステナブルな取組の誘発・加速を図った。

	令和6年度	令和7年度
認証事業者（GRADE I）	4社	6社

(ケ) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく対応（第9条第5項、第7項）

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、工事の発注、物品及び役務の調達等の実施にあたり、中小企業の受注機会の増大に努めるものとした。

【中小企業向け契約実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
官公需総実績額	約1,247億円	約1,378億円	約1,191億円
中小企業・小規模事業者 向け契約実績額 (中小企業者比率)	約1,066億円 (85.5%)	約1,057億円 (76.7%)	約962億円 (80.8%)

※令和7年度実績は、集計中。

(コ) 指定管理者制度における地元団体（中小企業）への配慮（第9条第6項、第7項）

指定管理者の選定にあたっては、応募要件に制限を設けずに幅広く門戸を開くものとし、地域経済を活性化する観点から、競争性の確保とバランスを取りながら、中小企業を含む地元団体に対して一定の配慮（選定時における地元企業への加点など）を実施した。また、再委託にあたっては、地元企業に優先的に発注することをガイドラインに定め、北九州市経済の振興を図った。

カ 商業・サービス業に関する支援

(ア) 商店街の空き店舗への出店支援（シャッターヒラクプロジェクト）（第11条）

市内商店街の活性化を目指すため、商店街の空き店舗に出店する事業者に、賃借料又は改装費の一部を補助した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補助件数	67件	47件	27件
うち災害復旧支援	28件	22件	1件
補助金額	45,070千円	31,893千円	9,094千円
うち災害復旧支援	27,300千円	21,616千円	100千円

(イ) 商店街等に対する支援事業（第11条）

市内商店街が取り組む、活性化に向けたイベントや情報発信、共同施設の設置などの事業経費の一部を補助した。

(単位：件、千円)

事業名	概要	補助実績					
		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業団体共同施設等設置補助	商店街などの中小企業団体が、共同施設や環境改善施設、防火関連設備、省エネ型照明設備を設置等する場合に、経費の一部を補助	5	2,588	5	4,438	6	8,704
商店街賑わいづくり支援事業	商店街や協議会等が実施する賑わいづくりのためのイベント、ガイドマップ作成等の情報発信について、経費の一部を補助	8	3,355	9	4,689	8	3,290

(ウ) 魅力ある商店街づくり支援事業（第11条）

商店街活性化の担い手となる人材の育成、商店街間の連携強化及び新たな情報発信の取組を通じて、商店街の人材力・組織力の向上を図り、持続可能で魅力ある商店街づくりを推進した。あわせて、市内商店街における空き店舗の有効活用を促進するとともに、商店街等が実施する新たな取組を支援することにより、商店街の活性化を促進した。また、商店街の魅力を広く発信し、集客することを目的に、「市内商店街に行ってみたくなる動画」をテーマとした「商店街PR動画コンテスト」を開催した。

【商店街担い手人材育成プログラム】

		令和7年度
商店街担い手人材育成プログラム	参加者数	64名
受講者によるイベント	企画件数	5件
商店街PR動画コンテスト	応募件数	119件

(エ) 付加価値UP！儲かるサービス産業促進事業（第9条第4項）

市内総生産の7割を占める第3次産業（サービス産業）であるが、付加価値額や労働生産性は低い状況であった。市内サービス産業事業者を稼げる事業者に変革するため、新商品開発や販路拡大、経営力の強化を目指し、市内の食ビジネス（製造小売・飲食業）の経営者や若手リーダー同士で経営資源（人材・商品・財務・情報）に関する情報を共有する勉強会の開催や、各事業者の経営ノウハウ（成功・失敗事例）を共有や、専門家による指導等を行った。

	令和6年度	令和7年度
勉強会開催数	4回	12回
勉強会参加事業者数	20社	23社

(オ) 商店街テナントリーシング支援事業（第11条）

小倉及び黒崎地区の大規模空き店舗をまちの資産と捉え、中心市街地のエリア価値を高めるための一つの手法として、官民が連携してテナントリーシングを実施した。事業実施にあたっては、商店街・建物オーナー・商工会議所・市による実行委員会を立ち上げ、テナント誘致活動や勉強会等を継続的に行った。

	事業内容
令和6年度	小倉地区において「商店街テナントリーシング実行委員会」を設立し、リーシングに関する勉強会及びテナント候補企業への提案書の作成・送付を行った。 ・リーシングに関する勉強会 4回 ・入居決定 1件
令和7年度	小倉地区の「商店街テナントリーシング実行委員」では、北九州市初出店となるテナントの誘致を主としたセールスを実施。 ・ランドオーナー会設立に向けた意見交換会 3回 ・入居決定 4件 黒崎地区において「黒崎商店街テナントリーシング実行委員会」を設立し、次年度以降のテナント誘致を見据えて、リーシングに関する勉強会を開催した。また、黒崎の住民ニーズや人口データ等の分析を行い、提案書の作成・送付を行った。 ・リーシングに関する勉強会 5回

(カ) 小倉都心部における大規模空き店舗の有効利用に関する補助金（大きなシャッターヒラケプロジェクト）（第11条）

小倉都心部における大規模空き店舗を資産として位置づけ、エリアの価値を高めるため、官民連携して集客力や話題性のあるテナントを誘致し、商店街の活性化と経済の振興を図る。そのインセンティブとして、出店にかかる経費の一部を補助した。

	令和6年度	令和7年度
交付件数	0件	2件
金 額	0円	10,000千円

(キ) むか炊きブランディング事業（第9条第2項、第9項）

本事業は、文化庁の『食文化ストーリー』創出・発信モデル事業において、採択を受け、北九州市の郷土料理である「むか炊き」について、文化的背景や歴史的価値の整理・調査を行うとともに、市内外に向けたPRを実施した。市民への認知度向上とブランド価値の強化を図り、関連事業者の高付加価値化及び販路拡大につなげた。

	事業内容
令和6年度	・有識者会議2回 ・イベント開催 市内1回、市外1回 ・海外販路拡大勉強会2回 ・PRパンフレット・PR動画の作成・配布
令和7年度	・有識者会議1回 ・イベント開催 市内1回（別イベント内で実施）、市外1回 ・PRパンフレットの増刷・配布

(ク) 繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金（ナイトタイムエコノミー推進プロジェクト）（第11条）

小倉都心部の繁華街エリアで、若者など新たな客層の夜間の誘客が期待できる店舗の新規出店やリニューアルに対し、経費の一部を補助した。

	令和7年度
補助件数	1件
補助金額	321千円

キ 創業に関する支援

(ア) 創業支援事業（第9条第1項、第4項）

北九州市では、「産業競争力強化法」に基づき策定した「北九州市創業支援等事業計画」により、商工会議所や金融機関等の関係機関と連携の上、ハンズオン支援や創業セミナー等の施策を実施し、創業支援を実施した。

【実績】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
創業者数	387名	506件	635件

(イ) 北九州テレワークセンター管理運営事業（第9条第1項、第2項）

創業支援の中核施設として北九州テレワークセンターを運営するとともに、創業全般に関する相談窓口を設置、他の関係機関等とも連携した創業支援の取組などを行った。

相談受付件数	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実績	678件	653件	718件

ク SDGsに関する支援

(ア) SDGs登録制度（第9条第1項、第2項、第4項）

今後、企業等が経営を行っていく上で、SDGsの取組は不可欠な要素であり、対応しないと市場から淘汰されかねない潮流となりつつある。そのような中で、北九州市においては令和3年度に、SDGsの達成に寄与する企業等の取組内容を「見える化」するための「北九州SDGs登録制度」を創設した。

当該制度の登録事業者は、公共調達等における優遇措置や「SDGs経営サポート」参加金融機関（金融機関・保険会社等21社）による支援を受けられる。

<登録事業者数>

第10次～第11次（令和7年5月～令和7年11月）登録事業者数
54事業所（NPO法人等含む。）

ケ 経営に関する支援

(ア) 中小企業制度融資（第9条第4項、第12条）

市内中小企業が、事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、北九州市が取扱金融機関及び福岡県信用保証協会と連携し、融資制度を運用した。

【中小企業融資利用状況】

単位：件、百万円

区分		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		新規貸出		新規貸出		新規貸出	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
計		2,296	17,583	2,431	16,252	2,853	21,033
小規模企業者 支援資金		902	3,373	1,239	4,698	1,441	5,938
一般 事業 資金	長期	376	3,746	669	7,367	939	11,645
	短期	119	1,060	141	1,170	177	1,399
災害復旧 資金		0	0	5	28	2	19
連鎖倒産 防止資金		0	0	0	0	0	0
景気対応 資金		545	7,663	80	1,443	35	495
経営力強化 サポート 資金		5	244	0	0	5	151
開業支援 資金		344	1,372	292	1,458	251	1,275
事業承継 資金		2	75	1	27	1	80
成長加速化 協調資金		1	49	0	0	0	0
新事業開拓 支援資金		0	0	1	10	1	4
地域みらい促 進資金		2	1	3	51	1	27

(イ) 中小企業支援センター特定支援事業（第9条第1項、第12条）

地域の中小企業の中核的支援機関である「中小企業支援センター」において、各種の経営相談をワンストップで実施するとともに、経営に関するセミナーの開催やメールマガジン等による施策情報の発信を行った。

また、市内中小企業が抱える様々な課題の解決や円滑な事業展開に向けて、各分野の専門家を派遣した。

【相談件数】

単位：件

業種	令和5年度	令和6年度	令和7年度
製造業	248	139	134
卸売業	72	22	24
建設業	240	56	63
小売業	249	58	59
サービス業	305	182	254
その他	165	44	78
合計	1,279	501	612

※令和5年度は、訪問相談を含む。

【相談内容】

単位：件

相談内容		令和5年度	令和6年度	令和7年度
【経営】	経営相談	1, 0 3 4	1 8 9	0
	事業承継	2 4	3 4	3 9
	事業再生	1	1	1
	M&A	2	1 5	1
	小計	1, 0 6 1	2 3 9	4 1
【技術】	技術・商品開発	6	1 6	2 1
	省エネルギー化	0	1	3
	小計	6	1 7	2 4
【営業】	マーケティング	6	6	3
	販路開拓	1 8	2 5	6 6
	海外展開	0	1	7
	小計	2 4	3 2	7 6
【資金】	資金	3 1	4 5	6 4
	税務	3 8	2 3	1 7
	補助金・助成金			5 2
	小計	6 9	6 8	1 3 3
【その他】	創業・転業	4 7	7 1	2 0 5
	法律	8	1 2	2 0
	労務・雇用	1 3	1 0	1 2
	人材確保・人材育成	4	4	3 3
	D X（旧：I T化）	3	4	8
	取引条件・下請	1	3	1 4
	女性活躍			3
	生産管理・現場改善			8
	その他	4 3	4 1	3 5
	小計	1 1 9	1 4 5	3 3 8
合計		1, 2 7 9	5 0 1	6 1 2

※令和7年度から、相談内容の内訳変更。

【専門家派遣】

業種	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	回数	件数	回数	件数	回数
製造業	1	1	0	0	0	0
卸売業	0	0	0	0	1	3
建設業	0	0	0	0	0	0
小売業	1	3	0	0	1	6
サービス業	1	6	3	15	3	12
その他	0	0	0	0	0	0
合計	3	10	3	15	5	21

(ウ) 巡回相談及びマッチングコーディネート事業（第9条第1項、第12条）

中小企業支援センターに配置した巡回相談員が、市内の中小企業を訪問し、受発注等のコーディネートを行うとともに、支援施策の紹介等を行った。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問件数	341件	294件	299件
マッチング相談件数	24件（うち成約2件）	7件（うち成約1件）	5件（うち成約1件）

(エ) 電炉化サプライチェーン対策支援事業（第9条第1項、第12条）

世界的にカーボンニュートラルに向けた取組が進む中で、製鉄業における高炉プロセスから電炉プロセスへの転換に伴い、必要・変更となる技術や市内の企業動向のヒアリングを行うとともに、支援施策の紹介等を行った。

	令和6年度	令和7年度
訪問件数	159件	139件

(オ) 「未来を担う地域中核企業」成長促進プロジェクト（第9条第1項、第12条）

「地域中核企業」の成長を促進するため、ネットワーキング・セミナーの開催や、コンサルによる伴走支援を通じて、企業の成長につながる事業展開等を後押しするとともに、新たな取組等に対する補助を行った。

【新規事業担当者間等のネットワーキング・セミナー】

	令和7年度
第1回参加者	17名（15社）
第2回参加者	7名（6社）

【新新規事業展開の検討に向けた伴走支援】

	令和7年度
採択企業	3社

【トライアル補助金】

	令和7年度
交付件数	4社
金額	3,802千円

コ 女性の自分らしい生き方・働き方に関する支援

(ア) 北九州発！「女性が輝くリーディングカンパニー」創出事業（第9条第1項、第4項）

女性が働きやすい職場の拡大に向け、女性活躍のモデル事例となり得る取組に要する費用の一部を助成した。

	令和7年度
交付件数	3社
金 額	13,323千円

(イ) 女性活躍職場の拡大に向けた広報・専門家派遣事業（第9条第1項、第4項）

女性に魅力のある職場づくり支援と女性の就業率向上を図るため、市内企業の女性活躍に関する先進的な取組を掲載した特集冊子を作成し、広報したほか、女性の採用等課題を持つ企業に対して専門家の派遣を行った。

【特集冊子】

	令和7年度
掲載企業数	6社

※内3社は、北九州発！「女性が輝くリーディングカンパニー」創出事業の採択企業

【専門家派遣】

業種	令和7年度	
	件数	回数
サービス業	1	3

(ウ) パパ育休第一号サポート奨励金（第9条第1項、第4項）

男性にとって今後の子育てキャリアに影響する、最初の「共育て」である育児休業の取得を促進することで、性別を問わず誰もが仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を図るとともに、企業・従業員の行動変容・実態改革につなげるため、初めて男性社員が育児休業を取得した市内の中小企業等を対象に奨励金を交付した。

	令和7年度
交付件数	23社
金 額	4,600千円（200千円×23社）

サ 中小企業に関する施策等情報の発信等

(ア) 中小企業振興施策の情報発信（第9条第9項）

中小企業の振興に関する各種施策について、各種支援メニューを網羅した「北九州市中小企業支援ガイドブック」や毎月発行の広報誌「ネットワーク北九州」、北九州商工会議所や中小企業支援機関のメルマガなどの各種情報媒体を通じて、情報発信を行った。

【情報発信の内訳（主なもの）】

項目	概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	指標
中小企業向け情報誌「ネットワーク北九州」の発行	・毎月1回（メール配信）及び中小企業支援センターホームページ上で公開。 ・支援施策の紹介、イベントやセミナー、企業紹介記事などを掲載。	1,700部	1,700部	1,700部	発行部数
ホームページによるPR	・ホームページに支援施策やお知らせ、関連サイトなどをまとめてPR。	31,257件	48,601件	42,321件	アクセス件数
メールマガジンの配信	・公募案件やセミナー案内等最新ニュースを毎週1回配信。	3,683件	3,678件	3,664件	配信先件数
中小企業支援ガイドブックの発行	・毎年4月に発行。 ・市の制度だけではなく、国や県などの類似の制度も併せて紹介しており、支援センター、各区役所に配置するほか、セミナー受講者などに無料配布。 ・中小企業団体での施策説明や金融機関を訪問しての施策利用PRなどに活用。 ・中小企業支援センターホームページ上で公開。	6,000部	6,000部	6,000部	発行部数

(イ) ゆめみらいワーク（第9条第10項）

高校生や中学生等を対象に、早い段階からの職業観の醸成や将来の地元就職につなげることを目的に、市内企業の仕事内容や市内大学の研究等について、直接聞き体験できるイベントを平成27年度から開催している。令和7年度は、株式会社KCJグループ（キッザニア）監修による職業体験プログラム「Out of KidZania in 北九州ゆめみらいワーク2025」を同時開催した。

【実績】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出展者数	140団体	121団体	153団体
来場者数	9,158人	10,178人	13,917人

(ウ) 各種施策への中小企業の意見反映（第9条第2項、第3項）

中小企業の振興に関する施策の実施にあたり、市内中小企業団体からの要望活動や、関係団体等との意見交換会の開催などを通じて、中小企業の実態の把握と意見反映に努めた。

【市内中小企業団体からの要望と回答（抜粋）】

要望	回答
円安・物価高の継続や生産・投資コストの増加、人手不足等で厳しい経営環境に直面した中小企業に対する中小企業施策の実施と予算の確保について	令和8年度においても、物価高、エネルギー高、構造的な人手不足等の中小企業を取り巻く経営課題に向けて、市内中小企業の実態を踏まえた、事業者に寄り添った支援を実施する。具体的には、 (1) 物価高騰や人件費高騰の影響を受けた事業者の支援のための、プレミアム付き商品券発行支援や生産性向上の取組に要する費用の一部補助等。 (2) 新たな成長産業を呼び込み、雇用創出のための、未来産業を中心とした企業誘致及び鉄道・船舶への輸送切り替え支援等。 (3) 中小・中堅企業の成長支援のための、DX・GXの推進による、市内中小企業の生産性向上や高付加価値化、新規事業創出の取組の支援等。 (4) 未来産業の集積や地域産業の高度化、新ビジネスの創出のための、産学官が連携した研究開発や人材育成等。 (5) サービス産業の付加価値向上のための、食関連産業の魅力発信や観光客等が集う交流拠点の創出に向けた商店街の機能向上支援等。 (6) 人手不足への対策のための、資格取得・リスクリング支援、シニアの就業促進及び長期インターン等を通じた一貫通貫によるマッチング支援等。 の施策を積極的に推進するほか、中小企業支援センターによる窓口相談や専門家派遣事業を通じ、中小企業の総合的な経営課題に向けた支援を実施していく。今後も、厳しい経営環境に直面する中小企業が、ポテンシャルを存分に発揮し、成長できるよう、市内中小企業支援施策の更なる充実に取り組んでいく。
事業承継対策の充実について	本市の事業承継に関する補助制度は、平成29年度に開始し、これまでに37社の市内中小企業を支援してきた。その間、国や県の補助金とのすみ分けも考慮しつつ、利用者がより使いやすい制度となるよう、補助対象経費の範囲拡大や申請時期の緩和など、適宜見直しを行ってきたところである。 また、補助下限の要件はないため、国の補助下限50万円以下のケースに活用でき、さらに、費用の支払先に関する要件もなく、国の制度を補完する役割も担っている。補助上限金額については、限られた予算の中、1社でも多くの市内企業を支援できるように50万円としている。 引き続き、国や県の補助金制度の動向や、中小企業の皆さまからのニーズを踏まえながら、補助金制度の利便性向上に努めていきたい。
中堅企業が売上高100億円企業へと成長するための支援施策について	令和6年を「中堅企業元年」とし、中堅企業の成長を強力に後押しする国の動きを踏まえ、本市としても令和7年度から「未来を担う地域中核企業」成長促進支援を本格化始動し、積極的支援を実施している。具体的には、 (1) 新規事業創出をテーマにしたセミナー及び各企業の新規事業担当者間のネットワーキングの開催 (2) ガバナンスの強化や新規事業の模索などに対するコンサルによる伴走支援 (3) 新製品の開発、新規事業立ち上げに向けた調査、広告宣伝等、事業のトライアル段階で必要な各種費用の一部を補助 の3つの支援策を実施している。今後も引き続き、地域経済をけん引する市内中堅企業等のさらなる成長に対し、効果的な支援に取り組んでまいりたい。
商店街の担い手不足改善に向け、座学以外の商店街を盛り上げるイベントの開催について	令和7年度に「商店街担い手発掘プロジェクト」として、商店街活性化に精通したコーディネーターを講師に招聘し、商店街活性化の担い手となる人材育成や商店街間の連携強化を目的とした勉強会を毎月1回程度開催した。本事業は、対象が市内商店街であり、参加者同士が身近な関係であることから、より連携が深まりやすい状況であった。また、事業を通して、異なる商店街が一つのイベントを協力して実施するなど、商店街同士の連携が進むようになっている。今後も、当事業により構築できた商店街同士のネットワークを活かし、ご提案いただいた内容も含め、市内商店街全体の活性化につながる効果的な取組について検討してまいりたい。

【中小企業団体等との意見交換会の開催概要】

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催日程	令和5年8月10日	令和6年8月20日	令和7年8月21日
参加メンバー	アドバイザー（専門家） 中小企業団体（3団体） 労働団体 大学 金融機関 支援機関（2団体） 行政 (計10名)	アドバイザー（専門家） 中小企業団体（3団体） 労働団体 大学 金融機関 支援機関（2団体） 行政 (計10名)	アドバイザー（専門家） 中小企業団体（3団体） 労働団体 大学 金融機関 支援機関（2団体） 行政 (計10名)
議題	アフターコロナにおける市内中小企業の成長支援	企業の成長と「稼げるまち」の実現に向けた取組と課題	中小企業の現状と課題（物価高騰、人手不足、米国関税、生産性向上の取組など）
意見交換の内容	新型コロナ収束後における中小企業の現状や課題、成長に向けた支援策について、意見交換を行った。	企業の成長と「稼げるまち」の実現に向けた取組と課題について、意見交換を行った。	中小企業の現状と課題（物価高騰、人手不足、米国関税、生産性向上の取組など）について、意見交換会を行った。
主な意見・要望	アフターコロナにおける市内中小企業の成長支援 ・全体的な景況感は回復傾向にあるが、一方で小規模・零細企業については、引き続き厳しい状況が続いている。課題としては、原材料費や燃料費による物価高騰。また、それに対して価格転嫁ができていない。最近では、人手不足と人材のミスマッチといった課題がある。 ・業種によって、現状や課題に違いやばらつきがあるので、それぞれにあった現状の把握・対策が必要である。 ・女性や若者、外国人など、違う目線がイノベーションの力になってくる。北九州市は鉄の街と呼ばれていたこともあり、男性中心社会から、女性や若者、外国人にも目を向けて取り組んでいく必要がある。また、異業種との付き合いもイノベーションに繋がっていくため、そのような視点にも目を向ける必要がある。	企業の成長と「稼げるまち」の実現に向けた取組と課題 ・商品、原材料仕入価格の上昇が、一番の経営課題となっている。 ・価格転嫁に関しては以前に比べると、やりやすい雰囲気になっており、特に大企業からは、「正常な価格を請求してください」と連絡があるなど、価格転嫁への抵抗感がなくなっている。 ・人材の確保が中小・小規模企業の大きな課題となっており、特に小規模事業者については、人材確保がどこも困難な状況である。 ・従来、男性の雇用が多い機械工場でも、職場環境の改善や育児のサポート等を配慮したうえで、女性を雇用すれば、頑張ってくれる方が多く、女性採用に関しては大きな可能性を秘めていると感じている。 ・リスクリングについて、基本的には自社で対応する必要があるが、中小企業はノウハウがないので、行政の積極的な支援が必要である。	中小企業の現状と課題（物価高騰、人手不足、米国関税、生産性向上の取組など） ・景況感を示すD Iはマイナスとなっており、全体的に悪化傾向。コロナ禍後の持ち直しが一服し、厳しい状況に転じている。 ・小規模事業者ほど物価高、人手不足などの事業環境の変化に弱く、対応に苦慮しているのが実態。 ・人材確保について、働きやすい職場づくりによる離職防止、及び、生成A I等の活用など、限られた人員の中でいかに効率化を図るかが重要。 ・米国関税については、先行き不透明であり、大手メーカーの動向が予想しづらく、様子見の状況。 ・生産性向上に向け、D Xの必要性は感じつつも、着手方法に戸惑う企業が多い。 ・経営陣の意識変革により女性の潜在能力を引き出せば、生産性向上と収益拡大が可能。

北九州市中小企業振興条例



北九州市

「北九州市中小企業振興条例」の概要

平成26年12月議会にて可決・成立、平成27年4月1日施行

条例制定にあたって(前文)

本市は、ものづくりを基幹産業とした産業都市として発展してきました。その発展を支えているのが、中小企業です。また、中小企業は、本市経済への寄与だけでなく、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業は、市民生活の向上にとって欠くことのできない存在です。

しかし、中小企業を取り巻く状況は、厳しさを増しています。

そこで、本市の中小企業の経営基盤を強化し、本市の中小企業がその力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていくために、この条例を制定しました。

基本理念(第3条)

- 中小企業者は、経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化に自主的に努める。
- 市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援する。



それぞれの責務・役割(第4条～第9条)

金融機関 第7条

- 必要な融資を行うなど、中小企業者の事業活動を積極的に支援 など

市民 第8条

- 中小企業が果たす役割の重要性を理解し、健全な発展に協力

大企業者 第6条

- 中小企業者へ業務を発注する等場合には、基本理念の実現に取り組む など

中小企業団体 第5条

- 中小企業者とともに、基本理念の実現に取り組む

中小企業者 第4条

- 経営改善等に自主的に努める
- 中小企業者相互の連携・協力
- 人材の育成、働きやすい環境の整備 など

市 第9条

- 関係機関と協力し、施策を総合的に実施
- 中小企業者の実態の把握、意見の反映
- 中小企業者の人材育成・確保、資金供給の円滑化
- 市の工事発注等にあたって、中小企業者の受注機会を増大
- 市民・児童生徒の理解促進 など

その他

- 市は、経営資源の確保など、小規模企業者の事情に配慮する。
- 市は、中小企業の支援に資する商店街の活性化施策を講じる。 など

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町 2-1(北九州テクノセンタービル 1F)
TEL:093-873-1433 FAX:093-873-1434

北九州市中小企業振興条例（平成27年4月1日施行）

北九州市は、江戸時代に城下町として栄えた小倉、明治以降に石炭積出港として栄えた若松、官営八幡製鐵所が建設され日本の近代産業発祥の地として発展した八幡と戸畑、陸海の交通の要衝として重要な役割を果たした門司という5つの個性を持った都市が、世界に例のない対等合併したことにより誕生し、さまざまな企業が集積するたくましい産業都市、また環境先進都市として発展してきた。

その発展を支えているのが、創意工夫を凝らした特色ある事業活動を行うことによって、最先端の技術と優秀な人材を提供し続けてきた中小企業である。

中小企業は、その経済活動による市民の雇用の確保、消費生活の充実、女性の社会参画の推進などの本市経済への寄与にとどまらず、まちづくりや災害対応など、市民生活を支え地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業の存在は、市民生活の向上にとって欠くことのできないものである。

近年、本市の中小企業を取り巻く状況は、グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化の進展による消費の減退などにより、厳しさを増している。

今こそ、本市の中小企業の経営基盤を強化するとともに、本市の中小企業が飛躍の機会を見だし、国内外の需要の変化を捉えた新たな市場の開拓に向けて、その力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていかなければならない。

ここに、本市の中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、市内に事務所又は事業所（以

下「事業所等」という。）を有するものをいう。

（2） 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体のうち市内で活動するものをいう。

（3） 大企業者 市内で事業活動を行う者のうち中小企業者以外のものをいう。

（4） 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事業所等を有するものをいう。

（5） 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに中小企業の振興に係る研究及びその事業化の促進に取り組む機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化（以下「経営改善等」という。）に自主的に努めるとともに、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援することを基本として推進されなければならない。

（中小企業者の責務）

第4条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に応じ、経営改善等に自主的に努めるものとする。

2 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者相互の連携及び協力に努めるものとする。

3 中小企業者は、人材の育成及び従業員がその能力を十分に発揮するための働きやすい環境の整備に努めるものとする。

4 中小企業者は、中小企業団体が中小企業の振興に関する活動を実施するときは、当該活動に協力するよう努めるものとする。

（中小企業団体の責務）

第5条 中小企業団体は、中小企業者の事業活動を支援するに当たっては、中小企業者とともに、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

（大企業者の責務）

第6条 大企業者は、中小企業者へ業務を発注する等の場合には、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、

市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の責務）

第7条 金融機関は、中小企業の事業活動に対し、必要な融資を行う等の方法により、積極的な支援に努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第8条 市民は、中小企業が本市経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（市の責務）

第9条 市は、第3条に規定する基本理念の通り、中小企業の経営改善等を促進するための施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係地方公共団体、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めなければならない。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、中小企業者に関する実態の把握に努めるとともに、中小企業者の意見の反映に努めなければならない。

4 市は、中小企業者の事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業者の経営基盤の強化を促進するよう努めなければならない。

5 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

6 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の選定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理を確保しつつ、中小企業者の参入機会の増大に努めなければならない。

7 市は、出資法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項に規定する法人をいう。）、市からの工事の発注、物品及び役務の調達等を受けたもの並びに指定管理者に対し、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、中小企業者の

受注機会の増大を図るよう努めることを求めることができる。

8 市は、中小企業者が安心して暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察等の関係機関と連携してその安全の確保に努めなければならない。

9 市は、中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するための施策を推進するよう努めなければならない。

10 市は、学校教育において、中小企業が本市経済の発展に果たす役割の重要性並びに中小企業者の実績及び魅力を児童生徒が理解できるための施策を推進するよう努めなければならない。

（小規模企業者への配慮）

第10条 市は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

（地域商業の活性化）

第11条 市は、商店街（北九州市商店街の活性化に関する条例（平成25年北九州市条例第35号）第2条第1号に規定する商店街をいう。）の活性化を図るための必要な施策を講ずるに当たっては、その施策が中小企業の支援に資するものとなるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（議会への報告等）

第13条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年、議会に対して報告するとともに、議会への報告後は、速やかに公表するものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。